

厚生労働省「がん対策推進基本計画（案）」に対するパブリックコメントについて

中央会では、厚生労働省において策定作業が進められている「がん対策推進基本計画（案）」に対するパブリックコメントを提出いたしました。

内容は以下のとおりです。

○がん対策推進基本計画（案）への意見

私どもたばこ耕作組合は、葉たばこ生産に真摯に取り組む全国 1 万 4 千戸のたばこ耕作農家を代表し、現在策定中の「がん対策推進基本計画」について、以下のとおりご意見申し上げます。

御省作成「がん対策推進基本計画イメージ（たたき台）」（以下「たたき台」）におけるたばこ対策に係る件には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下「枠組条約」）に規定されている各種の方策（価格、課税、受動喫煙防止、普及啓発、広告規制等）を適切に行っていく」とあります。また、たたき台には喫煙率に関する記載はありませんが、かねてから新聞により「喫煙率半減」等の数値目標を設定しようとする動きがある旨報道されております。

たばこは長年にわたり生活に定着し、親しまれてきた合法の嗜好品であり、また、喫煙が身体にどのような影響を与えるか、未だその全容が明らかになっていないものと認識しております。また、枠組条約に規定されている各種施策はその全てが各国一律に義務付けられているものではなく、それぞれの施策について、各国の法制度、文化、歴史、産業構造等を踏まえ、慎重に検討されるべきものです。このような中、万一がん対策のための消費抑制を目的としたたばこ増税等を行おうとするのであれば、たばこ産業界の一員として到底容認できるものではありません。

また、先般御省においてまとめられた「健康日本 2 1 中間評価」においては、喫煙率削減に関する数値目標は設定されず、「喫煙をやめたい人がやめる」との目標が盛り込まれました。万一、今回の基本計画に喫煙率削減の数値目標が盛り込まれることとなれば、行政のたばこ対策が一貫性を欠くこととなるものと危惧します。

前述のとおり、たばこは合法的嗜好品であり、喫煙するかしないかは、あくまで個人の判断・自由に委ねるべきものと認識しております。行政として喫煙率減少のための数値目標を設定し、さらに喫煙率減少のための規制や施策を講じることは問題であると考えます。

私どもは今後とも、たばこ事業法のもと、自信と誇りをもって葉たばこ生産に取り組んで参りますが、今回の基本計画を踏まえ、万一消費抑制を目的としたたばこ増税等が実施された場合、また、計画に喫煙率削減の数値目標が盛り込まれ、何らかの規制や施策が講じられた場合、たばこ作農家の経営に深刻な影響を及ぼすことは明白であります。

基本計画策定にあたっては、真に実効あるがん対策はもちろんでありますが、たばこ産業全体に与える影響についても慎重にご検討いただきますよう、衷心よりお願い申し上げます。